

目黒区社会福祉協議会へのご寄付・社協会員会費納入は、
所得税の優遇措置（寄付金控除）の対象となります

- ◆確定申告により、所得税が還付される場合があります。
- ◆ご寄付または社協会員会費については、確定申告時に、所得控除か税額控除のどちらか有利な方をお選びいただけます。

〔税額控除について〕

「税額控除」では、従来の所得控除に比べ、小口のご寄付や会費をいただいた方でも、控除が受けやすくなります。

てっちゃん



- ◆ご寄付または社協会員会費が対象です。
(5年間まで遡って適用することができます。)
- ◆一定額以上のご寄付または社協会員会費が対象となります。

参考 税額控除の算定式

$$\text{【寄付金（社協会員会費）} - 2,000 \text{ 円】} \times 40\% = \text{控除される額}$$

(上限あり：所得税の 25%)

※例 めぐる社協に、ご寄付5万円、社協会員会費2,000円をいただいた場合
(50,000円+2,000円-2,000円) × 40% = **20,000円** →この額が控除されます。

- ◆確定申告の際に、以下の書類を必ず添付してください。
 - ①「寄付金の領収書」または「社協会員会費の領収書」
※平成27年3月31日までの社協会員会費の領収書をお持ちの方
…確定申告時には別の領収書が必要ですので、控除を希望される場合は、当会総務課総務係までご連絡ください。
 - ②「税額控除に係る証明書」の写し
証明書の写しをお持ちでない方は、次のページを印刷してご利用ください。
FAXや郵送を希望される方は、お手数ですが当会総務課総務係までご連絡ください。

※ファミリー・サポート・センター年会費、在宅福祉サービスセンター年会費、ハンディキャブ年会費は対象外となります。

その他、税額控除についての詳細は、最寄りの税務署にご確認ください。

目健計第1511号
平成28年12月1日

社会福祉法人 目黒区社会福祉協議会
会長 望月 千世子 様

目黒区長 青木 英二



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間) 平成28年12月1日から 平成33年11月30日まで

以 上